

カジノ施設・機器の規制及びカジノ事業活動の規制について

1. カジノ施設・機器の規制について
2. カジノ事業活動の規制について
 - 2-1. 事業内容に関する規制について
 - 2-2. 事業方法に関する規制について

第4回会合の論点について

カジノ規制について

基本的な考え方

参入規制

・カジノ事業の参入規制等

・指定試験機関

(第3回で
審議済み)

カジノ施設・機器の規制

・カジノ施設の数・規模、カジノ施設の構造・設備に関する規制

・カジノ関連機器等の基準、型式検定

カジノ事業活動の規制

事業内容に関する規制

・カジノ行為（ゲーミング）に関する規制

・金融業務の規制

・カジノ施設内関連業務の制限

事業方法に関する規制

・内部管理体制の整備義務
(カジノ事業以外の I R 事業を含む。)

・約款の認可

・業務委託の制限

・従業者の確認・届出

懸念への対応

・依存防止対策

・マネー・ローンダリング対策

・青少年の健全育成

(第5回以降
で審議)

カジノ事業等の監督

(1) カジノ施設の数・規模、カジノ施設の構造・設備に関する規制について

①. 問題の所在

カジノ施設の数

- カジノ施設の設置・運営に当たっては、犯罪や依存症、青少年への影響など様々な懸念が示されている。このため、附帯決議では、特定複合観光施設区域の数について、「ギャンブル等依存症予防等の観点から厳格に少数に限る」ことが求められ、また、この趣旨を踏まえ、第2回会議で「単一の特定複合観光施設区域には一つの特定複合観光施設」という対応関係が議論された。これらを踏まえて、一つの特定複合観光施設に設置されるカジノ施設の数を制限する必要があるのではないか。

カジノ施設の規模

- 附帯決議では、「特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設ける」ことが求められているが、どのような方法でカジノ施設の規模に上限等を設けることが適切か。

カジノ施設の構造・設備

- カジノ施設に対する厳格な入場管理、カジノ施設内における不正なカジノ行為（いわゆるゲーミング）の防止、秩序の維持等を確保する観点から、カジノ施設の構造・設備について規制をする必要があるのではないか。

<これまでの議論>

推進法

- ・「犯罪の発生の予防及び通報のためのカジノ施設の設置及び運営をする者による監視及び防犯に係る設備、組織その他の体制の整備に関する事項」について政府は必要な措置を講ずる（第10条第1項第4号）

附帯決議

- ・「特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設けるとともに、あくまで一体としての特定複合観光施設区域の整備が主眼であることを明確にする」（第3項）
- ・「特定複合観光施設区域の数については、…国際競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限る」（第4項）

推進法の国会審議の過程

- ・ シンガポールでは、全施設面積の3%程度にカジノフロア面積が抑えられており参考とすべき
- ・ カジノのマイナス面のリスクを最小限に抑えるためにも、カジノ施設はIR施設全体のごく一部に限るとの趣旨の提案者答弁。

第2回推進会議における議論

- ・「特定複合観光施設区域とは、特定複合観光施設ごとに当該施設が設置される単一の区画と考える。

②. 諸外国の規制の例

<シンガポールにおけるカジノ施設に対する規制>

施設数の規制

- ・ 1区域内のカジノ施設を1つに限定

面積の規制

- ・ カジノ施設のうち、ゲーミング区域について面積規制（15,000㎡）
 - ※ ゲーミング区域：ゲームの実施やゲームの運営管理・監督をするための場所
 - ※ カジノ施設 = ゲーミング区域 + 附帯区域（主要通路、飲食スペース、トイレ、バックヤード等）

カジノ施設の構造・設備の規制

- ・ ゲーミング区域と附帯区域の明確な区分、監視カメラ等からのゲーミング区域の見通しの確保 等

③. 今後の議論の方向性

カジノ施設の数

- カジノ施設に係る懸念を最小化する観点から、1 特定複合観光施設に設置するカジノ施設の数を1に制限すべきではないか。
- 「ギャンブル等依存症予防等の観点から、特定複合観光施設区域を厳格に少数に限る」旨の附帯決議及び「1の特定複合観光施設区域には1の特定複合観光施設」との考えを踏まえると、1の特定複合観光施設に設置するカジノ施設の数を制限することは整合性を有する。
- また、カジノ施設では多くの顧客が現金で賭博を行うものであり、国内外から子供を含めた多くの客が訪れる特定複合観光施設区域においては、「賭博場」であるカジノ施設に関連する犯罪やトラブルを防止するとともに、同区域内の清浄な風俗環境を保持し、特定複合観光施設利用客の安全・安心を確保することは極めて重要であることから、カジノ施設は単一の施設に集約して設置することが適切である。
- 諸外国の例では、おおむね1の建屋内にカジノ施設は設置されており、また、シンガポール等では、VIP用施設を含め、1区域に設置するカジノ施設は1に限られている。
- これらを踏まえ、犯罪の防止や清浄な風俗環境の保持、依存症予防などカジノ施設に係る懸念を最小化する観点から、1の特定複合観光施設に設置するカジノ施設の数は1に制限すべきではないか。

③. 今後の議論の方向性（つづき）

カジノ施設の規模の上限等の設定

- カジノ施設の規模の上限等としては、以下の観点を組み合わせて設けることが適切ではないか。
 - i) カジノ施設が特定複合観光施設のあくまで一部に過ぎない位置付けであること
 - ii) カジノ施設の面積が上限値（絶対値）を超えないこと
- 上記 ii) の面積の上限（絶対値）の対象は、カジノ施設のうち、例えば、専らカジノ行為の実施や現場でその運営管理・監督等をするための区域（ゲーミングエリア）とするのが適切ではないか。

【カジノ施設の規模の上限等】

- 附帯決議は、「特定複合観光施設全体に占めるカジノ施設の規模に上限等を設ける」旨を求めているところ、これは、カジノ施設は特定複合観光施設の一部であるに過ぎないことを前提としていることから、カジノ施設の規模の上限等を設定するに当たっては、「カジノ施設が特定複合観光施設のあくまで一部に過ぎない位置付けであること」を求めることとしてはどうか。
- 一方、「ギャンブル等依存症予防等の観点から、特定複合観光施設区域の数を厳格に少数に限る」旨を求める附帯決議は、実質的には、賭博場であるカジノ施設の数を制限する考えによるものと考えられる。その趣旨に照らすと、特定複合観光施設の規模の拡大に比例して、カジノ施設の規模が無制限に拡大することは避けるべきである。
シンガポールでは、カジノ施設の面積の上限値を一律に法令により規制しているところ、これはカジノ施設の規模の無制限な拡大を避ける上で合理的と考えられるため、我が国においても、カジノ施設の面積について上限値（絶対値）を設けることとしてはどうか。



③. 今後の議論の方向性（つづき）

【カジノ施設の面積上限（絶対値）の対象】

- カジノ施設面積の上限値を法令により規制しているシンガポールでは、その対象区域を「ゲーミング区域」に限り、顧客の通路や飲食スペース、バックヤードなどゲームの実施に直接には関係のない区域を除外している。
- 我が国においても、カジノ施設の面積上限（絶対値）を設定する場合は、その対象を、例えば、専らカジノ行為の実施や現場でその運営管理・監督等をするための区域（ゲーミングエリア）とし、具体的な数値については、国際競争力のある特定複合観光施設の円滑な運営の確保等を勘案し、シンガポールの法令による上限値等を参考にして定めることが適切ではないか。

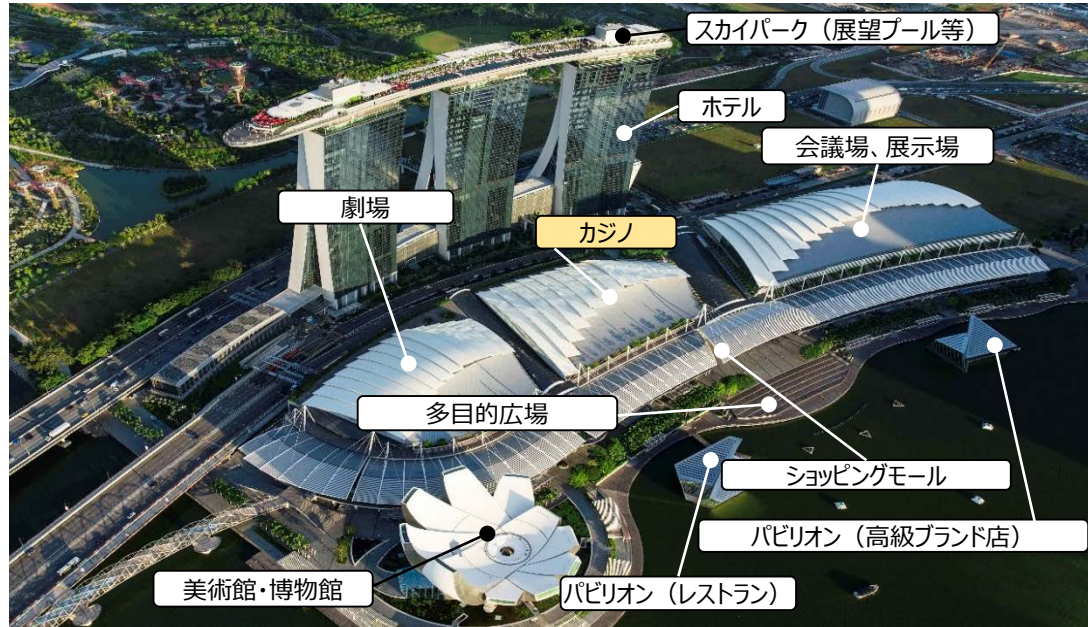
カジノ施設の構造・設備（カジノ施設の構造・設備に関する基準の設定）

- カジノ施設の秩序維持及び安全確保等の観点から、カジノ施設の構造・設備に関する基準を設けるべきではないか。
- カジノ施設については、厳格な入場管理とともに、施設内での不正なカジノ行為を防止し、また、秩序を維持することが必要不可欠である。このためには、業務方法等について規制を行うことに加え、カジノ施設の構造・設備といったハード面においても、例えば、監視カメラの設置や入退場ゲートの設置、見通しの確保等カジノ施設の構造・設備に関する技術的な基準を設定し、この基準の遵守を義務付けることが適切ではないか。

【参考】シンガポールの I R の例

マリーナ・ベイ・サンズ

【事業者名 : Marina Bay Sands Pte. Ltd.】



リゾート・ワールド・セントーサ

【事業者名 : Resorts World at Sentosa Pte. Ltd.】



(2) カジノ関連機器等の基準、型式検定、指定試験機関に関する規制について

①. 問題の所在

【カジノ関連機器等の基準】

○ カジノ関連機器等（※）は、不正なカジノ行為の防止やカジノ事業の会計・財務の適正を確保する上で重要な機器等であるため、その品質や性能等を確保する必要があるのではないか。

※ i) カジノ行為の結果に影響を及ぼす機器等（スロットマシン、ルーレット台、カード、サイコロ等）、ii) カジノ行為の結果に基づく金銭の支払に影響を及ぼす機器等（チップ、チップ現金交換機等）、iii) カジノ行為の管理に関する機器等（カジノ管理システム等）

【型式検定、指定試験機関等】

○ 大量に生産・使用されるカジノ関連機器等の品質や性能等を十分に確保するためには、その効率的な確認方法が必要ではないか。

<これまでの議論>

推進法

- ・「カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者」は、カジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。（第9条）
- ・政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、「カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項」について必要な措置を講ずるものとする。（第10条第1項第1号）

②. 諸外国の規制の例

	シンガポール	米国ネバダ州
<p>(1) 製造業者等に対して、<u>カジノ関連機器等の製造・販売をしようとする際に機器の認証等を義務付けているか。</u></p>	<p>カジノ事業者は、次の全ての条件を満たさない限り、自己のカジノにおいてゲーミング機器を使用してはならない。</p> <p>(a)シンガポールカジノ規制庁から承認を受けた製造者又は供給者から入手したゲーミング機器</p> <p>(b)当局から承認を受けたか又は承認を受けた種類に属し、かつ技術基準を満たしていること</p> <p>(c)試験や証明が必要な機器の場合は、当局により承認された機器</p> <p>(d)当該カジノにおけるゲーミング機器の台数が当局が承認した数を超えないこと。</p>	<p>①ネバダ州ゲーミング委員会(Commission)が認可したか、又は</p> <p>②同委員長が命じる<u>実地試験</u>を経て提供された機器</p> <p>でない限り、ゲーミング機器製造業者又は販売業者がゲーミング機器を流通したり、免許保有者が使用に供してはならない。</p>
<p>(2) 機器の<u>試験を行う機関</u>についてどのような規定を置いているか。</p>	<p>(a)ゲーム機器関連の試験サービスを提供しようとする者は、当局に申請を行うことができる。</p> <p>(b)申請の際は、当局に所定の費用を支払い、情報を記載した添付書類を提出する。</p> <p>(c)当局は必要な調査を行った後、費用の支払いその他の条件を課した上で、試験サービス提供者の承認を行うことができる。</p> <p>(d)当局は認定試験サービス提供者のリストを作成し、随時ウェブサイト上で公表する。</p> <p><試験機関> B M M (豪2拠点、シンガポール、米)、G L I (米3拠点、オランダ)、G T A (豪2拠点)、S I Q (スロベニア) 計11社</p>	<p>ゲーム、ゲーム機器、関連機器、キャッシュレス賭博システム、カジノ間接続システム、モバイル・ゲーミング・システム又は双方向ゲーミング・システムの検査及び証明を行おうとする独立試験機関は、ネバダ州ゲーミング規制委員会(Board)に登録しなければならない。</p> <p><試験機関> G L I</p>

③. 今後の議論の方向性

【カジノ関連機器等の基準】

- カジノ関連機器等の品質や性能等がカジノ事業の健全な運営に及ぼす影響に鑑み、カジノ関連機器等については、技術的な基準を設定し、基準適合を義務付けるべきではないか。

【型式検定、指定試験機関等】

○ **電磁的カジノ関連機器等の型式検定：**

スロットマシン等の電磁的カジノ関連機器等については、プログラム化されていることから、外形的にその性能を確認することが困難である。他方で、これらの機器は均一の品質の製品が大量に製造されることから、行政の効率性も考慮し、諸外国の例や我が国の類似制度を参考にして、事前にカジノ管理委員会が品目ごとに型式の検定を行うこととし、合格した型式であることを確認するなどの方法により、基準適合性を確認することとしてはどうか。

○ **非電磁的カジノ関連機器等の自己確認制度：**

サイコロ、カード等の非電磁的カジノ関連機器等については、電磁的カジノ関連機器等と異なり、外形的にその性能を確認することは可能である。他方で、これらの機器も均一の品質の製品が大量に製造されることから、製造業者自身等がその性能を確認することとし、カジノ管理委員会は、自己確認方法を事前に審査した上で、必要があれば実際に性能を確認することとしてはどうか。

○ **型式検定の指定試験機関制度：**

型式検定制度のうち、機器等の品質や性能等を試験する客観的・専門的・定型的な試験事務については、カジノ管理委員会以外の者に行わせることができることとしてはどうか。

また、その結果を踏まえ、基準に適合するかを判断する事務については、カジノ管理委員会が自ら行うこととしてはどうか。

(1) カジノ行為（ゲーミング）に関する規制について

①. 問題の所在

カジノ行為（ゲーミング）の範囲（種類及び方法）

- カジノ事業において実施を認めるカジノ行為の範囲（種類及び方法）については、不正行為の防止や依存症予防などカジノ事業の健全な運営の確保の観点から、一定の規制を行う必要があるのではないか。

カジノ行為（ゲーミング）の実施に関する基準等

- カジノ事業の健全な運営の確保及びカジノ行為に参加する顧客の利益保護の観点から、例えば、ルール等の情報の提供やカジノ行為における禁止行為など、事業者と顧客がカジノ行為を行う際の基準等について規制を行う必要があるのではないか。

<これまでの議論>

推進法

- ・「カジノ施設において行われるゲームの公正性の確保のために必要な基準に関する事項」について政府は必要な措置を講ずる（第10条第1項第1号）






附帯決議

- ・「政府は、…法制上の措置を講じるに当たり、…射幸性の程度…副次的弊害の防止等の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと」（第2項）
- ・「…各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること」（第11項）

②. 諸外国の規制の例

<諸外国の規制>

- 公正性の確保及び射幸性の管理の観点から、ゲームの種類・内容が規制されており、米国ネバダ州やシンガポールでは、当局が認めたゲームのみ実施可能とされている。代表的なゲームは、以下のとおり。

名称	ルーレット	ブラックジャック	バカラ	大小	スロットマシン
ルール概要	数字及び色が付された38あるルーレットの目の中から、ボールが落ちる目の数字又は色を予想するゲーム	ディーラーとプレイヤーの勝負で、配られたカードの数字の合計数が21に近い方が勝利者となるゲーム	直接勝負に参加するものではなく、バンカーとプレイヤーのうちどちらが勝つかを予想するゲーム。両者に配られたカードの合計数の下一桁の数字が9に近い方が勝ちとなる	ディーラーによって振られる3つのサイコロの数字の合計数や組み合わせを予想するゲーム	リールを回転させ、一定のパターンの図柄がそろうことにより、当該図柄に応じた当たりを得るゲーム
					

※ このほか、クラップス（ディーラーが投げる2つのサイコロの目の合計数を当てるゲーム）、カジノウォー（1枚ずつ配られたカードの数字の強弱で勝負をするゲーム）等が行われている。

※ 例えば、米国ネバダ州では、1,011種のゲームが認められており、シンガポールでは、マリーナ・ベイ・サンズに対し47種のゲームが、リゾート・ワールド・セントーサに対し39種のゲームが認められている。なお、これらのゲームの中には、上記の代表的なゲームのほか、これらの派生型のものも多数含まれている。

- 同様の観点から、ゲームのルールや支払いオッズ等の情報の表示を義務付けているほか、酩酊状態の客とのゲームの禁止等、ゲームの実施に関する基準も設けられ、カジノ事業者に順守義務が課されている。

③. 今後の議論の方向性

カジノ行為（ゲーミング）の範囲（種類及び方法）

- 容認するカジノ行為の範囲については、
 - ・ 事業者がその公正な実施を確保することができる行為
 - ・ カジノ施設内でのみ実施される行為
 - ・ 偶然の勝負に関し参加者が賭けを行う「賭博」に該当する行為

に限定するとともに、その具体的な方法及び種類は、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼や理解を確保する観点から、カジノ管理委員会が社会通念上妥当と認めたものを定めることとしてはどうか。
- カジノ行為の実施において、公正性の確保は極めて重要な要素であることから、カジノ事業において実施を認めるカジノ行為は、事業者がカジノ行為の実施を管理し公正性を確保することができるものに限定すべきではないか（例えば、単純な顧客同士の賭けやスポーツベッティング等他者が実施する競技（勝負）を賭けの対象とすることは不可。）。
- 依存症予防等の観点からカジノ施設への厳格な入場管理を行うことから、カジノ事業において実施を認めるカジノ行為は、カジノ施設内で実施されるものに限定すべきではないか（例えば、カジノ施設外から参加できるオンラインゲームは不可。）。
- 公益目的のため地方公共団体による宝くじ等の「富くじの発売」が既に認められていることを考慮し、カジノ事業において実施を認めるカジノ行為は、刑法の「賭博」に該当する行為と限定することが適当ではないか（例えば、カジノ施設内で行われるくじ類は不可。）。



③. 今後の議論の方向性（つづき）

- 「賭博」の対象となる行為は、偶然性が排除されない限りは多様な種類の行為が想定されることから、具体的な種類及び方法は、カジノ事業の健全な運営に対する国民の信頼や理解を確保する観点から、カジノ管理委員会が社会通念上妥当と認めるものとするのが適当ではないか（例えば、囲碁や将棋など技術が相当程度反映され、また、子供も楽しむことができる健全な娯楽として一般に普及している行為を賭博の対象とすることは、健全な娯楽としての社会的評価を損ねるおそれがあり、国民の理解が得られないと考えられるので不可。）。

カジノ行為（ゲーミング）の実施に関する基準等

- カジノ行為の公正かつ適切な実施や顧客の利益の保護のため、カジノ行為の実施方法等に関する基準を定めるほか、何人に対してもカジノ行為に関する不正行為を禁止すべきではないか。
- 顧客の保護のため、カジノ行為のルール等の情報を顧客に明示・提供することを義務付けるべきではないか。
- 公正かつ適切なカジノ行為の実施を確保し顧客の利益を保護するため、諸外国の例を参考にして、顧客のカジノ行為への参加方法や酪酊客の参加制限等、カジノ行為の実施方法等に関する基準を設けるべきではないか。
- 公正なカジノ行為を確保するため、何人に対しても、カジノ行為の結果に影響を及ぼす不正な行為を禁止すべきではないか。

(2) 金融業務の規制について

①. 問題の所在

- 諸外国のカジノでは、顧客の利便性向上のため、一般的に i ~ iv の金融業務が行われている。
- 我が国においても、顧客の利便性向上のため、事業者にこれらの業務を行うことを認めた上で、想定される懸念を排除できるよう、必要な規制を検討すべきではないか。

業務	i. 顧客に金銭を貸付ける業務	ii. 顧客の金銭の送金・受入れを行う業務 iii. 顧客の金銭を預かる業務	iv. 顧客の金銭を両替する業務
<p>業務実施例</p>			
<p>目的</p>	<p>顧客の利便性の向上</p>	<p>現金を持ち運ぶ手間や防犯上のリスクを軽減するといった顧客の利便性の向上</p>	<p>特に外国からの顧客の利便性の向上</p>
<p>カジノ特有の懸念</p>	<p>過剰貸付け カジノ行為への依存の助長</p>	<p>マネー・ロンダリングへの悪用</p>	<p>マネー・ロンダリングへの悪用</p>

②. 諸外国の規制の例

		シンガポール	米国ネバダ州
過剰貸付や カジノ行為への 依存防止 関係	貸付対象の限定	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール国民又は外国人永住者のうち、10万シンガポールドル（約800万円）以上をカジノ事業者に預け入れている者 外国人非永住者 	—
	顧客ごとの 貸付上限額の設定義務	有り	有り
参考	クレジットカードを利用して チップを購入できる者の限定	<p>上記の貸付対象と同様</p> <ul style="list-style-type: none"> シンガポール国民又は外国人永住者のうち、10万シンガポールドル（約800万円）以上をカジノ事業者に預け入れている者 外国人非永住者 	—
	ATMの設置	カジノ施設内の設置を禁止	—

③. 今後の議論の方向性

金融業務の範囲

- 顧客の利便性向上のため、諸外国のカジノで一般的に行われている以下の業務を認めてはどうか。
 - i. 顧客に金銭を貸付ける業務
 - ii. 顧客の金銭の送金・受入れを行う業務
 - iii. 顧客の金銭を預かる業務
 - iv. 顧客の金銭を両替する業務
- また、顧客保護の観点から、過剰な取立て行為の規制や資金移動の際の履行保証金の供託の義務付け等、これらの業務を一般に規制している法律（貸金業法や資金決済に関する法律等）とは別に、これらと同等の規制を講じてはどうか。

カジノ特有の懸念を排除するための規制

- 顧客に金銭を貸付ける業務に関する規制
 - ・ 貸付けに関してはカジノ行為への依存を助長するといった懸念が特に大きいと考えられることから、シンガポールの例を踏まえ、貸付対象を一定以上の現金を事業者に預託できる資力を有する者又は外国人非居住者に限定してはどうか。
 - ・ 過剰貸付け防止の観点から、シンガポールや米国ネバダ州と同様に、顧客の返済能力調査及び顧客ごとに貸付上限額の設定をする義務を事業者に課してはどうか。
- 顧客の金銭の送金・受入れを行う業務に関する規制
 - ・ マネー・ローンダリング対策の観点から、顧客からの依頼を受けてその金銭の送金又は受入れを行うときは、必ず金融機関を介することとし、かつ、事業者が管理する顧客の預り金とその顧客名義の預貯金口座との間の資金移動に限り、行うことを認めてはどうか。

【基本的な考え方】

- 世界最高水準のカジノ規制を実現する観点から、カジノ施設内外で第三者がカジノに関連して行う金融業務についても、カジノ行為への依存を防止するための規制を設ける。

- クレジットカードの利用に関する規制
 - ・ 顧客のカジノ行為への依存を防止するため、対象を限定した顧客への金銭の貸付け以外の与信は、原則として認めるべきではないと考えられる。なお、外国人非居住者に対するクレジットカードを利用したチップの購入については、諸外国のカジノでも認めている例があること及び外国人旅行客の利便性向上の観点から、認めることとしてはどうか。

- ATMの設置に関する規制
 - ・ 顧客のカジノ行為への依存を防止するため、シンガポールの例を踏まえ、カジノ施設内におけるATMの設置を禁止するとともに、事業者による貸付けを規制する趣旨を徹底するため、カジノ施設周辺においても貸付機能が付いていないATMに限って設置を認めることとしてはどうか。

(3) カジノ施設内関連業務の制限について

①. 問題の所在

- 依存症予防等の観点からカジノ施設への厳格な入場管理を行うことを踏まえると、カジノ施設内では、原則として、カジノ行為以外の営業により顧客をカジノ施設に誘引することを認めるべきではない。他方で、適度な社会的雰囲気の中でカジノ行為を行うことまで抑制する必要は少ないことから、一定の範囲で、カジノ行為以外の営業を認めてもよいのではないか。

<これまでの議論>

附帯決議

- ・「…各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること」（第11項）

②. 諸外国の規制の例

- 我が国のカジノ施設が想定する入場管理（入退場ゲートを設けた上で行う本人確認・入場規制）が行われているシンガポールでは、カジノ施設内に飲食スペース等を設け、①飲食物等の提供、②ショー・生演奏を行うことが認められている。

※ なお、我が国の公営競技では、例えば、競馬場において競馬以外の行為が行われることについて規制はなく、実際に飲食店が設けられている。

③. 今後の議論の方向性

- 厳格な入場管理の徹底やカジノ事業の健全な運営の確保の観点から、事業者がカジノ施設内でカジノ行為の実施以外に行うことができる営業は、当該事業者のみが行えることとする。また、その内容については、善良な風俗の保持等の観点から、風俗営業適正化法の「接待」を伴わない飲食や演奏等の提供等としてどうか。

※風俗営業適正化法の「接待」： 歡樂的雰囲気醸し出す方法により客をもてなすこと

(1) 内部管理体制の整備義務（カジノ事業以外の I R 事業を含む。）について

①. 問題の所在

- カジノ事業の実施は特権的な性格を有することから、カジノ事業免許を受けた I R 事業者には高い規範と責任、廉潔性が求められるとともに、その事業活動は厳格な規制に服するものである。事業活動に関する個々の規制の確実な実施のほか、高い規範意識に基づくカジノ事業活動の実施を徹底するためには、事業者の内部管理体制を整備する必要があるのではないか。

【これまでの議論】

附帯決議

- ・「カジノ施設を含む特定複合観光施設全体の健全な運営等を確保するため、事業主体としての一体性及び事業活動の廉潔性が確保されるよう、法制上の措置を講ずること。」（第7項）
- ・「犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。」（第11項）

②. 諸外国の規制の例

	シンガポール	米国ネバダ州
1. 財務諸表の作成及び外部監査の実施等	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業者はカジノに関する財務諸表等を作成し、当局によって承認された者の監査を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間総収入100万ドル以上の非制限免許保持者は、財務諸表の作成及び管理局への提出の義務がある。 ・年間総収入約600万ドル以上の非制限免許保持者は、財務諸表を監査する独立会計士を雇う義務がある。
2. 内部統制システムの構築及びその実施に関する報告等	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ事業者は、規定された内部統制要件を満たすカジノ事業の内部統制システムを構築し、実施する。 ・当局は、カジノ運営者に対して、カジノ運営の内部統制システムに関するあらゆる事項を提出するよう求めることができる。 ・カジノ事業者は、承認を受けた内部統制システム又はその一部が実施されることを確保し、監査報告書、カジノ事業に関する報告書等を提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・免許保持者は、経営上及び会計上の詳細な手続について、書面で内部統制システムに記述し、その写しを管理局に提出する。 ・免許保持者は、事業年度終了後150日までに、内部統制システムに直接関係する会計士の報告書又はその他書簡の写しを管理局に提出し、会計士が注記した不遵守の各項目に対する取組及び講じられた是正措置を記述した報告書を添付する。
3. カジノ事業の運営実施に係る内部規程の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・当局が制定した、「カジノ運営事業者に係る内部統制規範（Internal Controls Code for Casino Operators）」に準拠すべきことが規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カジノ運営を行う場合には管理局が策定した、最低限遵守すべき内部統制基準「MICS（Minimum Internal Control Standard）」に準拠する必要がある。 ・MICSでは、主にカジノ場内でのチップの現金化、クレジット設定（適正な財務・会計処理の確保）や各ゲーミングの運営方法・監視方法（ゲーミングの公正性の確保）等を記載している。

③. 今後の議論の方向性

I I R 事業全体の業務の適正を確保するための内部管理体制の整備

- カジノ事業を含む I R 事業全体の業務の適正を確保するため、I R 事業者には内部管理体制の整備（I R 事業全体の実施に係る規程の策定等）を義務付け、かつ、カジノ事業免許の審査対象等としてはどうか。
- 更に、I R 事業の業務を監査する者を必置とし、この者による業務監査の実施等を義務付けることとしてはどうか。

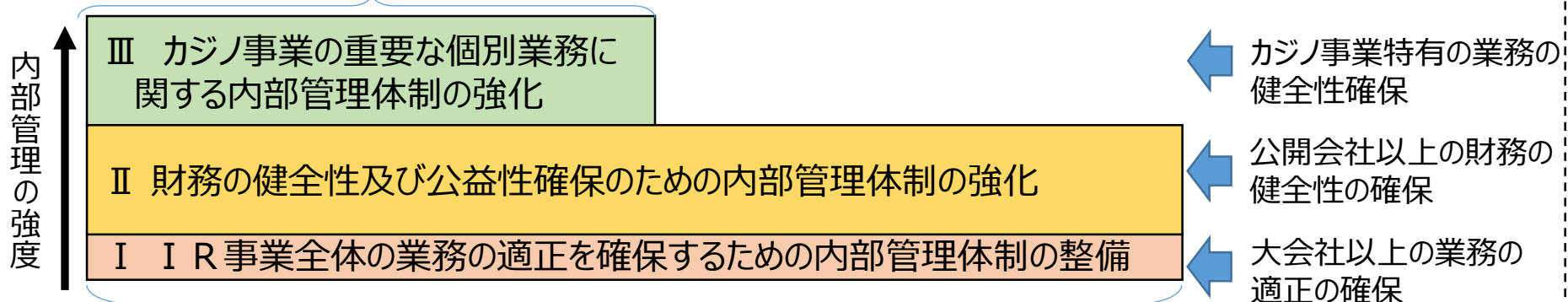
II 財務の健全性及び公益性確保のための内部管理体制の強化

- I R 事業の財務健全性及び公益性を確保するため、I R 事業者には、I R 事業内の収益還元が確認できるような事業ごとの区分経理の実施を義務付けるとともに、財務報告書及び財務報告に係る内部統制報告書の作成と認定都道府県等及びカジノ管理委員会への提出等を義務付けてはどうか。

III カジノ事業の重要な個別業務に関する内部管理体制の強化

- 上記に加えて、カジノ行為の実施業務等カジノ事業の重要な個別業務について、業務ごとに健全な運営を確保するため、例えば、各業務における内部管理規程の作成及び従業員の教育訓練、内部管理業務の統括管理及び監査を行う者の選任等を含む内部管理体制の整備を義務付けてはどうか。

カジノ事業の重要な業務



I R 事業全体

【参考】我が国における例

○事業の実施に係る規程の法令適合性を行政機関が審査する例

・ 信託業法（平成16年法律第154号）

第五条 内閣総理大臣は、第三条の免許の申請があった場合においては、当該申請を行う者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、信託業務を適正に遂行するために十分なものであること。

○業務監査の実施及び監査報告の作成を義務付ける例

・ 会社法（平成17年法律第86号）

第三百八十一条 監査役は、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

○内部統制報告書の作成及び提出を義務付ける例

・ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）

第二十四条の四の四 （略）有価証券報告書を提出しなければならない会社（中略）のうち、（中略）有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、当該会社の属する企業集団及び当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制について、内閣府令で定めるところにより評価した報告書（以下「内部統制報告書」という。）を有価証券報告書（中略）と併せて内閣総理大臣に提出しなければならない。

○内部規程及び職員教育等の内部管理体制の整備を義務付ける例

・ 銀行法（昭和56年法律第59号）

第十二条の二

2 （略）銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

・ 銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（中略）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(2) 約款の認可について

①. 問題の所在

- カジノ事業において、事業者は顧客との間で、カジノ行為の実施のほか、カジノ施設への入場管理、金融サービス、コンプサービスの提供等の多様な業務を行っている。
- 顧客のカジノ施設の適切な利用を確保するためには、個々の業務について厳格な規制を行うことに加えて、事業者の適切な自主的取組も重要である。その上で、事業者と顧客との間で、これらの規制及び自主的な取組が確実に行われるためには、事業者と顧客との間のルールの在り方について一定の規制を行うことが必要ではないか。

【これまでの議論】

推進法

- ・ カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、カジノ施設の入場者等から暴力団員その他カジノ施設に対する関与が不適当な者を排除するために必要な規制に関する事項について、政府は必要な措置を講ずる。（第10条第1項第3号）

附帯決議

- ・ 各種規制等の検討に当たっては、諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築する。（第11項）

②. 今後の議論の方向性

- 顧客のカジノ施設の適切な利用を確保するため、事業者に対し、カジノ行為の実施のほか、カジノ施設の入場管理、金融サービスの提供など顧客に提供する様々なサービスに関するカジノ施設利用約款を作成し、顧客に明示した上で、サービスを提供することを義務付けるべきではないか。
- カジノ施設利用約款の適切な内容を確保するため、カジノ施設利用約款はカジノ事業免許審査における審査対象等とすべきではないか。

(3) 業務委託の制限について

①. 問題の所在

- カジノ事業では、中核的な業務であるカジノ行為の実施に関する業務だけでなく、金融業務やカジノ施設の保守、警備業務等、さらには飲食物の提供等のカジノ施設内関連業務が行われる。これらの中には、業務の効率性や専門性の観点から、委託を認めてもよい業務があるのではないか。

<これまでの議論>

推進法

- ・ 「カジノ施設の設置及び運営をしようとする者（当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。）」は、カジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない。（第9条）

附帯決議

- ・ 特定複合観光施設区域の整備を推進するに当たっては、特に、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響を排除する観点」に特に留意すること。（第1項）
- ・ 政府は必要となる法制上の措置を講じるに当たり、「運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督」の観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう十分な検討を行うこと。（第2項）

②. 諸外国の規制の例：シンガポール

以下の事項等に関しては、規制対象契約（Controlled Contract）の対象となり、カジノ事業者は、契約締結の少なくとも28日前までに当局に契約の詳細を通知の上、当局が異議を唱えないこと等の要件を満たさなければ契約を締結できない旨を「カジノ規制法」で規定。

ゲーミング機器関連	ゲーミング機器の維持、修理又は廃棄
金融関連事項	カジノ事業者に対する債権取立てサービスの提供
カジノの安全と監視に関わる事項	安全装置の維持、修理
	監視装置の維持、修理

③. 今後の議論の方向性

【基本的な考え方】

- カジノ事業は、公益性を有するIR事業を遂行するために特別に容認されるものであり、厳格な審査を経てカジノ事業免許を受けたIR事業者には、高度な規範・責任が求められる。このため、基本的に委託は禁止すべきであるが、カジノ事業の健全な運営に及ぼす影響と専門性・効率性の要求を勘案し、一部の業務については委託を可能とする。他方、カジノ事業免許の付与に際し厳格な審査を行う趣旨が潜脱されないよう、業務委託契約については認可制とし、厳格な規制を行う。

【カジノ事業の業務委託の範囲】

- カジノ事業の業務のうち、カジノ行為の実施（チップと現金の交換等を含む。）に関する行為やカジノ行為に関する賭け金の受入れ・賭け金の貸付業務等の中核的な業務については、委託を禁止するが、例えば、カジノ関連機器等の保守等の管理業務、顧客の指示を受けて顧客の資金を顧客の預貯金口座に送金する行為、清掃等カジノ施設の管理業務、警備業務等については、専門性や効率性の観点から業務委託の必要性があり、また、カジノ事業の健全な運営に及ぼす影響は少ないと考えられることから、業務委託を可能としてはどうか。

【業務委託の方法】

- カジノ事業の運営業務の一部を委託する場合、カジノ事業の健全な運営の確保の観点から、これらの委託契約を認可制とし、背面調査により委託先の廉潔性を確保するとともに、事業者には、再委託以下の管理を含め委託業務の適切な実施を確保するための措置を義務付けるべきではないか。

(4) 従業者の確認・届出について

①. 問題の所在

- カジノ事業の従業者は、その職種に応じて、カジノ事業に影響を及ぼす者であるとともに、カジノ収益の一部を報酬として受け取る者であることから、一定の規制を行う必要があるのではないか。

【これまでの議論】

推進法

- ・ 「カジノ施設の設置及び運営をしようとする者（当該カジノ施設の設置及び運営に係る事業に従事しようとする者を含む。）、カジノ関連機器の製造、輸入又は販売をしようとする者並びにカジノ施設において入場者に対する役務の提供を行おうとする者は、別に法律で定めるところにより、第11条のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない」（第9条）

附帯決議

- ・ 「カジノ施設の設置及び運営をしようとする者その他カジノ施設関係者については、真に適格な者のみが選定されるよう厳格な要件を設ける」（第7項）

推進法の国会審議の過程

- ・ 推進法案では、カジノ施設関係者はカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならない旨規定しているが、このカジノ関係者というのは、経営者、従業員はもちろん、関連機器の製造、販売等の事業者、あるいはカジノというゲーミング場でサービス提供を行うディーラーその他の従業員、全ての者に対して最高位の廉潔性を求めなければならないと思っており、厳格な参入規制、適格性の審査並びに行為規制、そして監督が必要との趣旨の提案者答弁。

②. カジノ事業の従業者の例及び諸外国における規制の例

<カジノ事業の従業者の例>

分類	従業者の種類	具体例
(a)	管理職等	マネージャー（ピット（テーブル数台をひとまとめにしたものの呼称）、スロット、ケージ、マーケティング）等
(b)	ゲーミングに直接的又は間接的に関与する者	ディーラー、スロットマシン係員、カジノ関連機器等点検・修理担当者 等
(c)	カジノ事業の会計・管理・監査等に関与する者	キャッシャー、会計責任者、カジノ行為（ゲーミング）等監視担当者、与信担当者、警備員、内部監査担当者 等
(d)	その他カジノ施設に立ち入る者	バーテンダー、調理スタッフ、清掃員 等

※上記(a)～(d)の分類は事務局で行った便宜上のもの

<諸外国における規制の例>

	シンガポール	米国ネバダ州
ライセンス等の対象者	<ul style="list-style-type: none"> マネージャー業務（ピット、スロット等の各マネージャー等） カジノに係る業務（ディーラー、キャッシャー、会計責任者、監視責任者等） ゲーミング機器等のメンテナンスに関与する技術職 	<ul style="list-style-type: none"> ゲーミング従業員 例：キャッシャー、ディーラー、ゲーミング装置等の機器の製造、修理、販売又は流通に直接関連している従業員、警備担当者、ピットボス、マネージャー 等
ライセンス等の範囲等	<ul style="list-style-type: none"> 指定された施設、業種についてのみ職務行使可能 	<ul style="list-style-type: none"> ゲーミング従業員は、カジノ管理局の登録を受けた場合に限り、当該登録を受けた施設でのみ職務行使可能
ライセンス等の要件	<ul style="list-style-type: none"> 品格、責任、経歴、経済的安定性 性格、誠実さ及び品格を考慮した評判 対象業務への適性 	<ゲーミング従業員登録の異議・停止事由> （申請書提出により登録自体は一応有効） <ul style="list-style-type: none"> 重要事実の不開示、不道德な行為、ゲーミング等に関する犯罪、過去の登録取消歴 等

③. 今後の議論の方向性

【基本的な考え方】

- カジノ事業について特定の重要業務に従事する者については、主として廉潔性に関する事前の適格性審査が必要である。また、それ以外のカジノ施設の従業者についても、相応の適格性を求める必要がある。
- カジノ事業の責任主体は事業者であり、第一義的には、従業者の廉潔性等についても事業者が責任を負うものとし、事業者からの確認の申請等を受け、従業者の業務内容に応じてカジノ管理委員会は必要な審査を行うものとする。

【特定の重要業務の従業者の確認】

例： 管理職、ディーラー、キャッシャー等（分類(a)～(c)）

- カジノ事業の従業者のうち、カジノ行為（ゲーミングの実施）などカジノ事業に重大な影響を及ぼす業務（重要業務）に従事する者については、諸外国の例を参考にして、その職種に応じた厳格な人的要件を設け、その廉潔性を確保すべきではないか。
- 我が国では、日本船舶警備特措法（※）を参考にして、事業者が従業者の廉潔性等を調査し、その要件該当性についてカジノ管理委員会の「確認」を受けた後、従事できることとしてはどうか。
- また、「確認」後、廉潔性等に問題が生じた場合はその「確認」を取り消すこととしてはどうか。

※ 船舶所有者は、その雇用する警備員について要件該当性に係る国土交通大臣の事前の「確認」を受けた後でなければ、小銃を用いた警備に従事させてはならないこととされている。

【その他の業務の従業者の届出】

例： バーテンダー、調理スタッフ、清掃員等（分類(d)）

- カジノ事業の健全な運営の確保の観点からは、重要業務以外の業務に従事する者についても厳格な人的要件を設け、その廉潔性を確保すべきではないか。
- これらの従業者のカジノ事業への影響や行政の負担を考慮し、重要業務以外の業務に従事する者については、事業者が廉潔性を調査し、カジノ管理委員会に届け出ることとしてはどうか。